

# 企画競争説明書

業務名称：ケニア国持続的森林管理・景観回復による森林セクター強化及びコミュニティの気候変動レジリエンスプロジェクト（森林モニタリングシステム改良支援業務）

調達管理番号：23a00456

## 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとし

（上限額を設定しない場合は削除）

「第3章 4.（2）上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

2023年8月16日

独立行政法人国際協力機構  
調達・派遣業務部

## 第1章 企画競争の手続き

### 1. 公示

公示日 2023年8月16日

### 2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

### 3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：ケニア国持続的森林管理・景観回復による森林セクター強化及び  
コミュニティの気候変動レジリエンスプロジェクト（森林モニタリ  
ングシステム改良支援業務）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

( ) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理し  
ますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全  
費目課税）

(○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定さ  
れる業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、  
消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに  
積算してください。（全費目不課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2023年10月 ～ 2025年10月

本業務では契約履行期間を分けて契約書を締結することを想定していませんが、競  
争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示するこ  
とを認めます。契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、  
前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求  
を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地  
業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつ  
きましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

#### (5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

以下は、履行期間を24ヶ月未満と想定しての設定です。

- 1) 第1回(契約締結後) : 契約金額の20%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降) : 契約金額の20%を限度とする。

## 4. 担当部署・日程等

### (1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先 : [outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)

担当者メールアドレス : [Miyoshi.Nozomu@jica.go.jp](mailto:Miyoshi.Nozomu@jica.go.jp)

### (2) 事業実施担当部

地球環境部 森林・自然環境グループ 自然環境第二課

### (3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年8月22日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年8月23日 12時
3	質問への回答	2023年8月28日
4	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
5	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2023年9月1日 12時
6	プレゼンテーション	本件では行いません。
7	評価結果の通知日	2023年9月12日
8	技術評価説明の申込日(順位が第1位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内

	(申込先 : <a href="https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE">https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE</a> ) ※2023年7月公示から変更となりました。
--	--

## 5. 競争参加資格

### (1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2022年4月)」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

### (2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「ケニア国ランドスケープの回復と持続的森林管理を通じたコミュニティの気候変動レジリエンスの強化プロジェクト詳細計画策定調査(評価分析)」(調達管理番号: 20a01254)の受注者(合同会社適材適所)及び同業務の業務従事者

### (3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(1)の2)に規定する競争参加資格要件を求めません(契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書

等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

- ・ 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

## 7. 企画競争説明書に対する質問

### （1）質問提出期限

- 1）提出期限：上記4.（3）参照
- 2）提出先：上記4.（1）選定手続き窓口宛、  
CC：担当メールアドレス
- 3）提出方法：電子メール
  - ① 件名：「【質問】調達管理番号\_案件名」
  - ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1） 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（2）の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2） 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

### （2）質問への回答

上記4.（3）日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

## 8. プロポーザル等の提出

- （1）提出期限：上記4.（3）参照

## (2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2023年3月24日版)」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

### 1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② 上記4. (3)にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
- ③ 依頼メール件名:「提出用フォルダ作成依頼\_(調達管理番号)\_(法人名)」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDF にパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

## (3) 提出先

### 1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

### 2) 見積書 (本見積書及び別見積書)

- ① 宛先: e-koji@jica.go.jp
- ② 件名: (調達管理番号)\_(法人名)\_見積書  
[例: 20a00123\_〇〇株式会社\_見積書]
- ③ 本文: 特段の指定なし
- ④ 添付ファイル: 「20a00123\_〇〇株式会社\_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
- ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。
- ⑦ 別見積については、「第3章4(3)別見積について」のうち、1)~5)の経費と6)~7)の上限額や定額を超える別見積りが区別できるように

してください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします）。

- 3) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案）がある場合  
GIGAPOD内のフォルダに格納せず、パスワードを設定したPDFファイルとし、  
上記4.（3）の提出期限までに、別途メールで [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp) へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書  
3) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合）

## 9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙1の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニ

ア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

## 2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

## 10. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。



## 第2章 特記仕様書案

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

別紙2の通り。

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

類似業務：森林モニタリングシステム改良支援業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

\* 1) 及び2) を併せた記載分量は、10 ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

##### ① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／持続的森林管理

➤ GIS／データベース管理

##### ② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 7.2 人月

##### 2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／持続的森林管理）】

- ① 類似業務経験の分野：森林モニタリングシステムに係る改良支援業務
- ② 対象国及び類似地域：ケニア 国及び アフリカ 地域
- ③ 語学能力：英 語

【業務従事者：GIS／データベース管理】

- ① 類似業務経験の分野：GIS 及びデータベースシステムに係る改良支援業務（森林モニタリングシステムに係る業務経験があるとなお良い）
- ② 対象国及び類似地域：評価せず
- ③ 語学能力：英 語

## 2. 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

- 1) 業務実施計画書提出（契約締結後10営業日以内）
- 2) ワークプランの策定
  - ア：関連文書・手法のレビュー
  - イ：パイロットサイトの選定
  - ウ：課題抽出
  - エ：今後の業務の方向性に係る情報整理
- 3) ワークプランの提出（業務開始から1か月以内）
- 4) 本格実施
  - ア：現地調査
  - イ：追加機能の検証・評価
  - ウ：システム改良・実装
  - エ：ガイドライン・マニュアル作成
  - オ：カウンターパートへの技術移転
  - カ：結果報告
- 5) 最終報告書の提出（履行期限3ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化）

### (2) 業務量目途と業務従事者構成案

#### 1) 業務量の目途

約 11.80 人月（現地：10.00人月、国内1.80人月）

#### 2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／持続的森林管理（2号）
- ② GIS／データベース管理（3号）
- ③ 森林便益推定／木材トレーサビリティ

#### ④ リモートセンシング

#### 3) 渡航回数の目途 全17回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

#### (3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- システム改良

#### (4) 配付資料／公開資料等

##### 1) 配付資料

- Project Signed RD
- ケニア国ランドスケープの回復と持続的森林管理を通じたコミュニティの気候変動レジリエンスの強化プロジェクト 詳細計画策定調査報告書（和文）
- ケニア国 乾燥・半乾燥地域における気候変動適応力強化を通じた食と栄養改善プロジェクト 業務計画書（第1期）
- National Forest Resources Assessment Report 2021 Kenya

##### 2) 公開資料

- 持続的森林管理・景観回復による森林セクター強化及びコミュニティの気候変動レジリエンスプロジェクト 事業事前評価表  
[https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2021\\_1902552\\_1\\_s.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2021_1902552_1_s.pdf)
- Capacity development project for sustainable forest management in the Republic of Kenya : project completion report  
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12363461.pdf>
- ケニア チーフアドバイザー/森林政策（CADEP 専門家報告書）  
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/1000046650.pdf>
- ケニア サブ・チーフ・アドバイザー/森林普及（CADEP 専門家報告書）  
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/1000046651.pdf>
- ケニア 業務調整/地域協力（CADEP 専門家報告書）  
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/1000046652.pdf>
- ケニア国 持続的森林管理のための能力開発プロジェクト（REDD+準備段階コンポーネント）業務完了報告書（最終） 表紙～IV  
[https://libopac.jica.go.jp/images/report/12364006\\_01.pdf](https://libopac.jica.go.jp/images/report/12364006_01.pdf)
- ケニア国 持続的森林管理のための能力開発プロジェクト（REDD+準備段階コンポーネント）業務完了報告書（最終） 付属資料；1～6

- [https://libopac.jica.go.jp/images/report/12364006\\_02.pdf](https://libopac.jica.go.jp/images/report/12364006_02.pdf)
- ケニア国 持続的森林管理のための能力開発プロジェクト (REDD+準備段階コンポーネント) 業務完了報告書 (最終) 付属資料 ; 7~10
- [https://libopac.jica.go.jp/images/report/12364006\\_03.pdf](https://libopac.jica.go.jp/images/report/12364006_03.pdf)
- ケニア国 持続的森林管理のための能力開発プロジェクト (REDD+準備段階コンポーネント) 業務完了報告書 (最終) 付属資料 ; 11~15
- [https://libopac.jica.go.jp/images/report/12364006\\_04.pdf](https://libopac.jica.go.jp/images/report/12364006_04.pdf)
- ケニア国 持続的森林管理のための能力開発プロジェクト (REDD+準備段階コンポーネント) 業務完了報告書 (最終) 付属資料 ; 16~28
- [https://libopac.jica.go.jp/images/report/12364006\\_05.pdf](https://libopac.jica.go.jp/images/report/12364006_05.pdf)
- ケニア国 持続的森林管理のための能力開発プロジェクト (REDD+準備段階コンポーネント) 業務完了報告書 (最終) 付属資料 ; 29~32
- [https://libopac.jica.go.jp/images/report/12364006\\_06.pdf](https://libopac.jica.go.jp/images/report/12364006_06.pdf)
- The Document of Design and Using/Operation/Maintenance Manual for Forest Information Platform (FIP)
- <https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12364030.pdf>
- ケニア国 乾燥・半乾燥地域における気候変動適応力強化 を通じた食と栄養改善プロジェクト 事前評価表
- [https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2021\\_1902556\\_1\\_s.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2021_1902556_1_s.pdf)
- ケニア森林公社組織図
- <http://www.kenyaforestservice.org/organization-and-grading-structure/>
- Improving Capacity in Forest Resources Assessment in Kenya (IC-FRA) – Field Manual for LiDAR Assisted Estimation of Forest Resources in Kenya
- <https://www.kefri.org/assets/publications/tech/Improving%20Capacity%20in%20Forest%20Resources%20Assessment%20in%20Kenya%20%28IC-FRA%29-%20Field%20Manual%20for%20LiDAR%20Assisted%20Estimation%20of%20Forest%20Resources%20in%20Kenya.pdf>
- Improving Capacity in Forest Resources Assessment in Kenya (IC-FRA) – Field Manual for Tree Volume and Biomass Modelling
- <https://www.kefri.org/assets/publications/tech/Improving%20Capacity%20in%20Forest%20Resources%20Assessment%20in%20Kenya%20%28IC-FRA%29-%20Field%20Manual%20for%20Tree%20Volume%20and%20Biomass%20Modelling.pdf>
- Improving Capacity in Forest Resources Assessment in Kenya (IC-FRA) – Proposal for National Forest Resources Assessment in Kenya (NFRA)

- <https://www.kefri.org/assets/publications/tech/Improving%20Capacity%20in%20Forest%20Resources%20Assessment%20in%20Kenya%20%28IC-FRA%29-%20Proposal%20for%20National%20Forest%20Resources%20Assesement%20in%20Kenya%20%28NFRA%29.pdf>
- The National Forest Reference Level for REDD+ Implementation  
[https://redd.unfccc.int/files/kenya\\_national\\_frl\\_report-\\_august\\_2020.pdf](https://redd.unfccc.int/files/kenya_national_frl_report-_august_2020.pdf)
  - KENYA VISION 2030 (POPULAR VERSION)  
<https://vision2030.go.ke/wp-content/uploads/2018/05/Vision-2030-Popular-Version.pdf>
  - NATIONAL REDD+ STRATEGY (December 2021)  
<https://www.un-redd.org/sites/default/files/2022-05/NATIONAL%20REDD%2B%20STRATEGY%202022.pdf>
  - Roadmap for the establishment of Forest Reference levels and the National Forest Monitoring System, 2017  
<https://www.fao.org/3/i6014e/i6014e.pdf>
  - The Kenya Climate Change Act 2016  
[https://leap.unep.org/sites/default/files/national-legislation/kenya\\_ClimateChangeAct11of2016.pdf](https://leap.unep.org/sites/default/files/national-legislation/kenya_ClimateChangeAct11of2016.pdf)
  - The National Forest Monitoring System Version 1  
<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12364022.pdf>
  - The Document of Design and Using/Operation/Maintenance Manual for Forest Information Platform (FIP)  
<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12364030.pdf>
  - National Forest Programme 2016-2030  
<https://faolex.fao.org/docs/pdf/ken190060.pdf>
  - A national approach to safeguards and a safeguards information system for REDD+ implementation  
<https://www.un-redd.org/sites/default/files/2022-05/A%20NATIONAL%20APPROACH%20TO%20SAFEGUARDS%20AND%20A%20SAFEGUARDS%20INFORMATION%20SYSTEM%20FOR%20REDD%2B%20IMPLEMENTATION%20REVISED%20%281%29.pdf>
  - National Climate Change Action Plan (NCCAP) 2018 – 2022.  
<https://leap.unep.org/countries/ke/national-legislation/national-climate-change-action-plan-nccap-2018-2022>
  - NATIONAL STRATEGY FOR ACHIEVING AND MAINTAINING OVER 10% TREE COVER BY 2022  
<https://faolex.fao.org/docs/pdf/ken189997.pdf>

### (5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有／無
2	通訳の配置（*語⇄*語）	有／無
3	執務スペース	有／無
4	家具（机・椅子・棚等）	有／無
5	事務機器（コピー機等）	有／無
6	Wi-Fi（通信環境）	有／無

### (6) 安全管理

JICA 国別安全対策措置の規定に基づき、ケニアでは、安全対策上、6:00 以前及び 23:00 以降の外出を避ける。また、安全対策マニュアルを参照の上、安全な地域にあり必要な防犯設備のある住居／宿舎を選定する。

治安の悪化、デモの実施等により業務上制約が出ることもあるため、現地業務に先立ち、外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA ケニア事務所の安全基準に従い、安全管理に関する十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同支所と緊密に連絡を取る様に留意する。現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

なお、本特記仕様書の配布時点では新型コロナウイルスの影響による各種制約が存在しない状況である。上記の業務工程は契約締結時点でこれら制約がないことを前提として記載している。ただし、柔軟な調査工程の見直し等が必要となる可能性も現在の世界情勢からは相応に認められることから、業務工程見直しの必要性については契約交渉時点ないし契約締結後の現地情勢を踏まえて発注者と協議のうえ対応を決定する。

## 3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

## 4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2022年4月-2023年4月追記版）」（以下同じ）を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 報酬について

報酬単価（上限額）については、別添資料2「報酬単価表」の1.の「(2) 国内業務／国内業務が主体の場合」に記載のとおり、報酬単価を定めず、直接人件費、その他原価、一般管理費等を直接積算ください。

見積書の様式は以下のURLに掲載しています。

[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(2) 契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、期分けでの提案をお考えになる場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(3) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案については、プロポーザルには含めず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に提出ください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ①超過分が切り出し可能な場合：超過分のみ別提案・別見積として提案します。
- ②超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上、B案については、別提案においてA案の代替案であることがわかるように説明の上、別提案として記載し、B案の経費を別見積にて提出。

**【上限額】**

**47,183,000円（税抜）**

なお、定額計上分 5,000,000円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記（3）別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。



(4) 別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

- 1) 旅費（航空賃）
- 2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 4) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
- 5) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 6) 上限額を超える別提案に関する経費
- 7) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(5) 定額計上について

- 1) 定額計上した各経費について、上述（3）のとおり定額計上指示された経費につき、定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする 経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる 範囲	費用項目
1	システム改良業務に係る現地再委託費	「第2章 特記仕様書（案） 第5条1 業務の内容2-1 （1）活動1-2-2：NFMS/FIPの改善と運用を支援する。」	5,000,000円	システム改良業務費一式、補助員人件費、出張旅費（日当・宿泊費）	再委託費

(6) 見積価格について、

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

(7) 旅費（航空賃）について

参考まで、JICAの標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。

なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

東京⇄ドーハ⇄ナイロビ（カタール航空）

東京⇄ドバイ⇄ナイロビ（エミレーツ航空）

(8) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(9) 外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html))

別紙1：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>	
(1) 類似業務の経験	(6)	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(40)</b>	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他 (実施設計・施工監理体制)	—	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(50)</b>	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	<b>(34)</b>	
	<b>業務主任者のみ</b>	<b>業務管理グループ</b>
業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/持続的森林管理</u>	(34)	(13)
ア) 類似業務の経験	13	5
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	6	2
エ) 業務主任者等としての経験	7	3
オ) その他学位、資格等	5	2
副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者/〇〇〇〇</u>	(—)	(13)
ア) 類似業務の経験	—	5
イ) 対象国・地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	2
エ) 業務主任者等としての経験	—	3
オ) その他学位、資格等	—	2
業務管理体制、プレゼンテーション	(—)	(8)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	—
イ) 業務管理体制	—	8
(2) 業務従事者の経験・能力： <u>GIS/データベース</u>	<b>(16)</b>	

一ス管理	
ア) 類似業務の経験	11
イ) 対象国・地域での業務経験	0
ウ) 語学力	2
エ) その他学位、資格等	3

## 第2章 特記仕様書（案）

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

（なお、プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。）

#### 1. 企画・提案を求める水準

☒応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、活動の実施を進めるにあたっての、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

☒プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書（案）に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。

#### 2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

■ 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	現地傭人、大学関係者等の活用方法	第4条 実施方針及び留意事項 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項（1）ケニア政府関係機関の成果の活用
2	システム／ツールの要件定義に係る調査方針	第4条 実施方針及び留意事項 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項（2）他ドナー等の関連プロジェクトとの連携
3	目的に沿ったシステム／ツールの改良・開発方針	第4条 実施方針及び留意事項 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項（3）国内外の関連情報の適切な把握
4	改良・開発するシステム／ツールの効果・	第5条 業務の内容

	精度検証方法	2-1プロジェクトの活動に関する業務「活動1-2-1：効果的な政策・計画のための戦略的な森林・樹木モニタリングとデータ管理の確立を支援する。」
5	カウンターパートへの技術移転の方法	第5条 業務の内容 2-1プロジェクトの活動に関する業務「活動1-2-2：NFMS/FIPの改良と運用を支援する。」

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めません。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
  - ①特殊傭人費（一般業務費）での傭上（主に個人）。
  - ②直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2. 業務実施上の条件」参照）。
  - ③共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「5. 競争参加資格」参照）。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

## 【2】 特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

### 第1条 総則

この仕様書は、発注者と受注者とが実施する本業務の仕様を示すものである。

### 第2条 業務の目的

「第3条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第5条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成することを目的とする。

### 第3条 業務の背景

別紙2-1（案件概要表）のとおり。

### 第4条 実施方針及び留意事項

#### 1. 共通留意事項

別紙2-2（共通留意事項）のとおり。

#### 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

##### （1）ケニア政府関係機関の成果の活用

主なC/P機関であるケニア森林公社（以下、KFS）は、環境プログラム無償資金協力「環境保全計画」（2010年－2013年）の実施機関であり、衛星画像を基に作成された1990年、2000年、2010年の土地利用図、土地利用変化、森林被覆図を有している。さらに、先行の技術協力プロジェクト（以下、CADEP）のREDD+準備段階に係る支援業務により構築された国家森林モニタリングシステム（以下、NFMS）及び森林情報プラットフォーム（以下、FIP）のシステムを管理している。本業務ではKFSが管理しているNFMS/FIPの改良を行い、システムの利便性向上及び機能の拡充を図る。（（システムの改良及び機能の拡充を検討する際、2021年末にケニア政府が公表した高解像度衛星画像（World Viewなど）を活用した国家森林資源アセスメント2021報告書<sup>1</sup>を参照すること。））

また、これまでに本事業<sup>2</sup>によってNFMS/FIPの管理チームがKFS内に設置されており、今後は上位委員会の設置が検討されているため、受注者は同管理チーム及び上位委員会と連携を図ること。特に、受注者が現地にならなくなる期間の技術面での支援やモニタリングは現地カウンターパート（以下、「C/P」）及び長期専門家との連携が不可欠となるため、現地関係者との関係構築に留意すること<sup>3</sup>。

##### （2）他ドナー等の関連プロジェクトとの連携

ケニアにおける森林／気候変動対策分野は、多くの援助機関による支援事業が行われているため、各支援事業の中で森林資源モニタリングに係る手法や実施体制、関連法制度、自然環境、地域社会の状況、経済・財政に係る情報等が一定程度蓄積されている。よって、本業務の実施に当たっては、各支援事業の関係者または事業報告書等から当該分野の効率的な情報収集を心がけること<sup>4</sup>。必要があれば、各支援事業の関係者との連携を図ること。なお、以下の支援事業はケニアの当該分野における代表的な支援事業の例として示す。

1) 英国/FAO：英国UK-PACTの支援により国際連合食料農業機関（以下、FAO）が森林参照レベルの改定やモニタリング方法の一部の改善を試みているところであり、これらの成果<sup>5</sup>を

<sup>1</sup> 配布資料のNational Forest Resources Assessment Report 2021 Kenya を参照してください。

<sup>2</sup> 現在実施中の「持続的森林管理・景観回復による森林セクター強化及びコミュニティの気候変動レジリエンスプロジェクト」を指しています。本業務は本事業の活動の一部であり、実施期間も異なります。

<sup>3</sup> 受注者が不在となる期間及びプロジェクト終了後の現地関係者との連携のための現地傭人（大学関係者等含む）の活用方法について、プロポーザルで提案してください。

<sup>4</sup> ケニア国内の樹木被覆モニタリングや木材トレーサビリティ、森林便益推定に係る法制度や実施体制、国際的潮流に係る情報について効果的に情報収集し、改良／追加するシステム及びツールの要件定義を適切に実施するための調査方針について、プロポーザルで提案してください。

<sup>5</sup> UK-PACTの支援で関連作業を実施しているFAOのImproving Measurement for Payments to Reduce Emissions and Strengthen Sinks（IMPRESS）プロジェクトの成果を参照し、本業務を行う。

取り入れて本業務を行う。また、UK-PACTがConservation International を支援して、REDD+登録簿の作成を進めているため、適宜関係機関と情報交換を行いNFMS/FIPへの適切な関連付けが行われるよう留意する。

- 2) 世界銀行：森林炭素パートナーシップ基金（以下、FCPF）の準備基金により、2021年にUNDPによって「国家REDD+戦略」「REDD+のためのセーフガードとセーフガード情報システムへの国家アプローチ」が作成されているため参考とすること。
- 3) フィンランド：2015年までKFSをC/Pとして実施していたImproving Capacity in Forest Resources Assessment in Kenya (IC-FRA)プロジェクトにより、森林資源評価マニュアル<sup>6</sup>が作成されているため参照すること。

### (3) 国内外の関連情報の適切な把握

本業務では、UNFCCCの締約国会議決定によるREDD+関係のガイダンスや、現在交渉が進められている市場メカニズムに関するガイダンスを参照し、それらの基準・方針等に即した成果品とすることが求められる<sup>7</sup>。例えば、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の最新のガイドライン、UN-REDD+の参考文献、FCPF炭素基金のガイドライン、緑の気候基金（以下、GCF）の理事会決定、自主的な炭素市場の認証システムであるVCS（Verified Carbon Standard）やART（Architecture for REDD+ Transactions）等のガイドラインを参照し、業務に必要な作業を整理する。また、NFMS/FIPの構築において先行する他国のグッドプラクティスも参考とすること。

### (4) 長期専門家との役割分担

成果1に関わる活動は4つあり、本業務ではその一つである活動1-2に係る業務を行う。なお、同活動は別途派遣されている長期専門家（森林政策/森林普及、別紙2-4（参考）別途派遣する専門家の業務内容参照）と分担して実施することを想定している。長期専門家側の活動は、システムの改良内容に係るC/P側との協議の調整及び参加、森林モニタリングとデータ管理プロセスの体制強化に係る活動、政府関連機関の公式文書にシステム利用に関する情報を反映させる活動などを想定。

## 第5条 業務の内容

### 1. 共通業務

別紙2-3（共通業務内容）のとおり。

### 2. 本業務にかかる事項

#### 2-1 プロジェクトの活動に関する業務

##### (1) 成果1に関わる活動

<sup>6</sup> Improving Capacity in Forest Resources Assessment in Kenya (IC-FRA) - Field Manual for LiDAR Assisted Estimation of Forest Resources in Kenya, Field Manual for Tree Volume and Biomass Modelling（公開資料一覧にURL記載）の報告書を参照してください。

<sup>7</sup> 本プロジェクトでは、持続的な森林資源管理の取組を促進することを目指しているため、NFMS/FIPをケニア側C/Pの日々の業務に取り入れることが容易となるよう、本事業の目的に沿ったシステム/ツールの改良・開発方針について、プロポーザルで提案してください。



活動1-2-1：効果的な政策・計画のための戦略的な森林・樹木モニタリングとデータ管理の確立を支援する。<sup>8</sup>

1) 新規植林地登録・樹木被覆のモニタリング手法と評価手法の開発を支援する。

(ア) 新規植林地の登録要件と樹木被覆の定義を整理し、樹木被覆モニタリング手法について、様々な機関が開発した手法<sup>9</sup>などを参照する。また、他の国でどのような樹木被覆モニタリング手法が適用されているか情報収集を行い、ケニアにおいて導入可能な樹木被覆モニタリング手法を開発支援するとともに技術ガイドラインを作成する。

(イ) 樹木被覆モニタリング手法に係る技術ガイドラインは、本事業で長期専門家がC/P機関を支援して別途設置する本事業目的に即した技術ワーキンググループ(以下、TWG)との協議を踏まえて作成する。作成した技術ガイドラインのテストのため、試験評価サイト(Pilot Assessment Sites)<sup>10</sup>を設置し、適合性を評価する。

2) 伐採木材の登録及び木材トレーサビリティシステム<sup>11</sup>の導入を検討するため、他国のグッドプラクティスを参照し、既存のシステム及び手法を検証する。

(ア) 関心のある木材生産関連の民間事業者の協力を得て、他国の例を参考に既存の木材トレーサビリティシステム<sup>12</sup>及び手法を検証する。検証の際、伐採地の地理空間情報、時系列情報、伐採許可量、料金・税金の支払記録、市場までの仲介ルート等情報の処理過程、ケニアにおける適用可能性、導入及び運用時の金銭的及び人的コストについても検証結果に取りまとめる。

(イ) 検証結果について、長期専門家がC/P機関を支援して別途設置するTWGに報告および協議し、ケニアにおける木材トレーサビリティシステムの導入可能性に係る報告書を作成する。

3) 非炭素便益の情報<sup>13</sup>共有及び政策的意思決定のため、森林生態系サービスの評価報告に関するモニタリングデータや情報を充実させるための手法の開発を支援し、その手法を用いて森林生態系サービスの価値推定を検証する。

(ア) 森林生態系サービスの評価報告について、ケニアにおける事例や他国におけるグッドプラクティスを参照し、ケニアへの適用可能性の検討と汎用性の高い評価手法を開発する。

(イ) 主要な生態系地域を1つ選定し、森林生態系サービス<sup>14</sup>の評価を行う。評価の際、森林の生態系サービスには貨幣価値換算されるものと、貨幣価値換算が困難なサービスがあることを踏まえ、定量的及び定性的な把握や評価に努め、またトレードオフの関係

<sup>8</sup> 本プロジェクトでは、持続的な森林資源管理の取組を促進することを目指しているため、NFMS/FIPが信頼性の高いデータソースとなるよう、改良・開発するシステム/ツールの効果・精度検証方法について、プロポーザルで提案してください。

<sup>9</sup> United States Forest Serviceが公開しているTree Canopy Cover、コロンビア大学から提供している詳細なTree Cover、FAOが公開しているGlobal Forest Resources Assessments、Global Forest Watchが提供している、Tree cover (Height) データセットなど。

<sup>10</sup> 活動1-4で実施している学校植林試行サイトなども試験サイトの候補として活用を検討する。

<sup>11</sup> 現在、ケニア政府ではForest Conservation and Management Actの改正作業をしており、本法では「トレーサビリティ」を「Chain of Custody」と規定し、このシステムの確立と普及の推進を目指している。

<sup>12</sup> 木が識別された時点から木材が消費者に届く時まで、電子デバイス(チップ)等を使用して木の追跡を可能とするシステム。

<sup>13</sup> UNFCCC Decisions18/CP.21に記載。

<sup>14</sup> リモートセンシングで確認できるバイオマスデータの他、水資源省から地理情報を入手可能な水資源データ、樹種タイプによって概ね特定可能な非木材林産物(NTFP)データ、ケニア野生生物公社から入手可能な生息域に関するデータ、バイオマスから算定可能な酸素排出量等のデータを含む。

性を整理する。最終的に、ケニア政府関連機関の意思決定に役立てられるよう評価結果を含めた森林生態系サービス評価ガイドラインを作成する。

活動1-2-2：NFMS/FIP の改良と運用を支援する。

1) NFMS/FIP を運用可能なシステムにアップグレードする作業を支援する。

(ア) NFMS/FIPがケニア政府のデータベース・ツールとして適切に位置づけられるよう、樹木被覆モニタリング、木材トレーサビリティ及び種子・苗木の供給可能量<sup>15</sup>、森林生態系サービスといった様々なソースからのデータや情報を統合データベースに取り込む作業を含めたNFMS/FIPの利活用ガイダンスを作成する<sup>16</sup>。

(イ) 他国のグッドプラクティスを参考に、データ検索やデータ連携が容易となり、必要な情報に即時的にアクセス可能となるよう、ユーザーが利活用しやすいウェブベースのシステムに改良する。

## 2-2 機材調達

- ☒ 受注者は、業務の実施に必要と判断される以下の機材を「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に沿って調達する。受注者は、各機材の必要性・妥当性をC/Pと確認し、発注者・受注者協議の上で機材名/数量/仕様を最終的に確定する。なお、入札及び契約手続きは受注者が実施する。

想定する調達機材は以下のとおり。

	機材名	仕様	数量	機材の別	見積の取扱
1	-	本業務の実施に必要な機材 (例：データベース用ソフトウェア等)	-	供与機材／ 事業用物品	別見積

## 2-3 現地再委託

- ☒ 本プロジェクトでは、以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	システム改良	業務実施に必要となる機能の実装	一式	定額見積

## 2-4 その他

(1) 収集情報・データの提供

<sup>15</sup> KFS、KEFRI、Kenya Water Tower Agency、NGO、民間企業などが保有する苗畑の樹種別種子及び苗木の生産・供給可能量等の情報をアクセスしやすいデータに整理して提供することを含めております。

<sup>16</sup> 本プロジェクトでは、持続的な森林資源管理の取組を促進することを目指しているため、NFMS/FIPをケニア側C/Pの日々の業務に取り入れることが容易となるよう、改良されたシステムの運用・管理に係る技術移転の効果的な手法・手順について、プロポーザルで提案してください。

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を確認する。関連する法令が存在しない場合あるいは法令の適用有無が判断できない場合、調査実施地域の管轄機関に当該協力準備調査で取得したデータの所有権及び利用権について確認する。確認の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
  - ✓ データ格納媒体：CD-R（CD-R に格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
  - ✓ 位置情報の含まれるデータ形式：KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。（Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを最終成果品に合わせ提出する。）

## （2）C/Pのキャパシティアセスメント

- 受注者は、人材育成の対象となる C/P に対し、現状の詳細な把握やキャパシティアセスメントを行い、その結果を踏まえ、その後の能力強化の重点項目や範囲、達成レベル等を設定する。

## （3）環境社会配慮

本調査には、本項目は該当になりません。

## （4）ジェンダー平等を推進する活動

- 合意文書及び事前評価表に記載されたジェンダー主流化の取組のための活動を実施する。
- ジェンダーバランスなど多様性の視点に立った実施体制を採る。また、事業対象者が各自のジェンダーによって参加が困難とならないよう、包摂のための工夫をする。
- さらに、データ収集の際は、ジェンダー別に収集・分析を行い、定量/定性的効果を可能な限りジェンダー別で把握する。成果やインパクトの発現状況をモニタリングし、問題が発生した場合は適宜対応する。

## 第6条 報告書等

### 1. 報告書等

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDFデータも併せて提出する。最終成果品の提出期限は契約履行期間の末日とする。想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

報告書名	提出時期	言語	部数	部数
業務計画書	契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ	
ワーク・プラン	業務開始から1か月以内	英語	電子データ	
モニタリングシート	別途指定 (年1回以上の頻度)	英語	電子データ	
(期分けする場合) 業務進捗報告書	期分けした各期の契約履行 期限(最終期間を除く)	日本語	電子データ	
事業完了報告書 (最終成果品)	契約履行期限末日	日本語	製本、CD-R	各1部
		日本語要約	電子データ	
		英語	製本、CD-R	製本3部 CD-R1部

- 最終成果品は、履行期限3ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくはC/P等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

(2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- 1) 業務概要(背景・経緯・目的)
- 2) 業務実施の基本方針
- 3) 業務実施の具体的方法
- 4) 業務実施体制(安全管理体制等を含む)
- 5) PDM(指標の見直し及びベースライン設定)
- 6) 業務フローチャート
- 7) 詳細活動計画(WBS: Work Breakdown Structure等の活用)
- 8) 要員計画
- 9) 先方実施機関便宜供与事項
- 10) その他必要事項

(3) モニタリングシート

別途派遣されている長期専門家チームが主導して作成するため、本業務が該当する部分のみ長期専門家チームと調整・作成する。

- (4) 業務完了報告書（業務実施期間を分割する場合は業務進捗報告書を含む）（日本語）
  - 1) 業務概要（背景・経緯・目的）
  - 2) 活動内容（PDMに基づいた活動のフローに沿って記述）
  - 3) 業務実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
  - 4) プロジェクト目標の達成度
  - 5) 上位目標の達成に向けての提言（最終成果品の場合）もしくは次期活動計画（事業進捗報告書の場合）

添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）

- (ア) PDM（最新版、変遷経緯）
- (イ) 業務フローチャート
- (ウ) WBS等業務の進捗が確認できる資料
- (エ) 人員計画（最終版）
- (オ) 遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
- (カ) 供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- (キ) TWG議事録等
- (ク) その他活動実績

- (5) 業務完了報告書（指定言語：英語）  
発注者指定の様式に基づき作成する。

## 2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。

- (1) 樹木被覆モニタリングガイドライン
- (2) 木材トレーサビリティシステムの導入可能性に係る報告書
- (3) 森林生態系サービス評価ガイドライン
- (4) 森林モニタリングデータの更新マニュアル
- (5) NFMS/FIPの利活用ガイダンス

## 3. コンサルタント業務従事月報

国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- 1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- 2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- 3) 詳細活動計画（WBS等の活用）
- 4) 活動に関する写真

## 案件概要表

## 1. 案件名

国名：ケニア共和国（ケニア）

案件名：持続的森林管理・景観回復による森林セクター強化及びコミュニティの気候変動レジリエンスプロジェクト

## 2. 事業の背景と必要性

## (1) 当該国における当該セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

ケニア国の有する347万haの森林（2018年、国土面積の5.9%）<sup>1</sup>は、国家の経済・環境・社会面で重要な役割を果たしている。ケニア国の長期経済計画「Vision 2030」（2008年）において、森林は、農業、観光、エネルギーといった一次産業を支える重要セクターのひとつとして位置づけられている。しかし、ケニア国では、人口増加や社会開発といった間接要因と、農業を含む土地利用変化や非持続的な利用、ガバナンスの不足といった直接要因により、毎年約5.2万ha（2010～2018年）の森林を失っており<sup>2</sup>、この傾向は特に国土の8割を占め、薪炭需要の高い乾燥・半乾燥地（ASALs）で顕著である。これに対し、ケニア政府は、2016年に策定した「国家森林プログラム2016-2030(NFP)」や憲法に定める地方分権化に対応したカウンティ（郡）政府の森林保全管理の役割などを規定した「森林保全管理法」に基づき、主要5地域の流域保全、植林や森林再生、森林減少・劣化の抑制を通じ、憲法で定められている樹木被覆率（tree cover）10%<sup>3</sup>やVision 2030の達成に向けた取組を政策及び実施の両面で進めている。

気候変動への対応については、「国家気候変動対応戦略（NCCRS）」（2010年）を始めとして、「国家適応計画2015-2030(NAP）」（2016年）や「気候変動法」（2016年）等が策定され、低炭素開発と気候変動レジリエンスの促進が図られている。国連気候変動枠組条約（UNFCCC）の批准国としての気候変動緩和・適応に関する「国が決定する貢献（NDC）」（2020年改訂版）においては、2030年までに対策を行わない場合に比較して32%の排出削減を約束している。NDCでは、森林由来の炭素蓄積の増加を手段の一つとしておりるとともに、気候変動緩和及び適応の両面において大きな貢献が期待されるセクターと位置付けられている。

さらに、2018年には、樹木被覆率10%を2022年に達成することを目指すとの大統領令が出され、環境森林省（MoEF）は「2022年に樹木被覆10%を達成・維持するための国家戦略」を策定し、森林セクターの管理強化や、民間セクターの参画・投資の拡大といった新たな課題への対応、地方分権化に伴う森林管理の権限譲渡などを進めている。

我が国は、ケニアの森林分野の最大支援国の一つであり、1985年以来、林業基盤整備や地域住民と協働した林業促進、耐乾性林木育種、第三国研修といった協力を35年間以上にわたり続けてきている。協力に際しては、住民の生活・生計及び国家経済、レジリ

<sup>1</sup> 2020年にUNFCCCに提出されたケニアのNational Forest Reference Level (FRL)による。

<sup>2</sup> 2020年ケニアNational Forest Reference Level (FRL)における2010年及び2018年データの比較による。

<sup>3</sup> Vision2030のように、森林被覆率（forest cover）10%としている国家政策・目標もある。

エンスの観点で重点地域とされている乾燥・半乾燥地（ASALs）のうち、より降水量が多く<sup>4</sup>、森林・樹木増加のポテンシャルが比較的高い半乾燥地を主な対象地域としている。

2016年6月から2021年10月までは、森林被覆率（forest cover）10%達成への貢献を目的とした技術協力「持続的森林管理のための能力強化プロジェクト（CADEP）」を実施し、森林政策、林業普及、耐乾性林木育種、「途上国の森林減少・劣化に由来する排出の削減（REDD+）」のための森林モニタリング、地域協力<sup>5</sup>を支援した。これまでの我が国を含む国際社会の支援を受け、また CADEPにおいては、森林政策強化、林業行政が委譲されたカウンティ政府の体制構築、全国レベルの森林モニタリングシステムの整備、一定期間の開発が必要とされる林木育種の進展、地域協力の基盤づくりが進むなど、ケニアの当該分野の能力開発は大幅に強化されてきている。しかしながら、人口増加や経済発展の影響も受け、森林・樹木被覆率10%の到達には、一層の取組が必要とされ、また、東アフリカ地域においては今後100年間で平均気温が3度上昇するとの試算もあるなど、気候変動への対応は更なる優先課題の一つとなっている。

これらの課題に対し、MoEFは、ケニア森林公社（KFS）及びケニア森林研究所（KEFRI）と一体的に取り組んでいるが、気候変動や民間セクターとの連携など新たな課題への対応には、一層の政策強化、資金、技術支援、ガバナンスの強化が必要とされ、特に森林データに基づく政策立案や評価プロセスの強化、カウンティ政府が所掌となっているものの実施体制がまだ十分整備されていない民間セクター等によるコマーシャル・フォレストリーのための環境整備、林木育種の次世代開発、地域協力のさらなる推進が急務として、ケニア政府は日本政府に対し、今次CADEPの後継として、本案件を要請した。本案件の支援を通じ、森林行政に関わる中央及び地方政府の政策・実施能力が一層強化されるとともに、コマーシャル・フォレストリーの推進支援や耐乾性林木の開発・普及を通じ、樹木被覆率の増加や気候変動に脆弱な地域住民のレジリエンス強化、ジェンダーの取組が図られることを企図している。さらに、地域協力により、主に東アフリカ各国の林業行政強化や気候変動対策への貢献も強化する。

## （2）ケニア森林セクターに対する我が国及びJICAの協力方針等並びに課題別事業戦略における本事業の位置づけ

対ケニア共和国国別援助方針（2012年4月）において、大目標「持続的な経済・社会の発展の促進」、中目標「環境保全」の下、深刻化する気候変動への対応は喫緊の課題として、森林保全の支援を行うこととしている。また、対ケニア国JICA国別分析ペーパー（2018年3月）の重点分野「環境」において、気候変動レジリエンス強化が位置づけられている。また、本案件は、SDG15（陸上生態系保護・回復）、13（気候変動対策）、1（貧困撲滅）等に貢献する。

また、本案件は、グローバル・アジェンダ事業戦略：17. 自然環境保全における「陸域持続的自然資源管理（通称：森から世界を変えるイニシアティブ）」クラスターに位置付けられ、本クラスターの「生態系に応じた主要取り組み」のうちの「乾燥・半乾燥地等」で示す「耐乾性の強い樹種による植林等による森林の回復や、アグロフォレスト

<sup>4</sup> ASALsの年間降雨量：乾燥地（Arid）150-550mm、半乾燥地（Semi-Arid）550-850mm。

<sup>5</sup> 「サヘル・アフリカの角 砂漠化対処による気候変動レジリエンス強化イニシアティブ（AI-CD）」（2016年～2022年）におけるアフリカの角地域の活動として実施。

リーの導入による代替生計向上等」について、特に民間企業と連携した林業開発及び住民のレジリエンス強化に資する事業としての成果と教訓を得る。さらに本クラスターの協力の基本的取組で示す「地域協力等による事業のスケールアップ」に基づき、本案件の協力成果をサブサハラ・アフリカに展開する。

### (3) 他の開発協力機関の対応

これまでに、フィンランド政府による「国家森林プログラム 2016-2030 (NFP)」策定、UN-REDDプログラムの枠組下での国連開発計画 (UNDP) による「国家REDD+戦略」の策定、Gatsby Africa (NGO) による森林政策やコマーシャル・フォレストリー促進などへの支援が行われている。また、10%森林被覆や砂漠化対応への支援として、国連食糧農業機関 (FAO) や UNDP生態系レジリエンス・砂漠化センター (GC-RED) などが支援プログラムを実施している。

この他、住民と協力し、住民の生計向上に資するコマーシャル・フォレストリーを行う民間企業が複数活動を行っている。

## 3. 事業概要

### (1) 事業目的

本事業は、主に半乾燥地を対象とした政策強化、コマーシャル・フォレストリー推進及び林木育種を行うことにより、ケニア国関連機関の持続的森林管理、景観（ランドスケープ）回復<sup>6</sup>、気候変動緩和・適応を促進するための能力強化を図り、もってケニア国の憲法 2010、Vision 2030、NDCsが目指す樹木被覆率10%以上の達成・維持のための取組促進に寄与するもの。さらに、地域協力により、サブサハラ・アフリカ地域の森林・気候変動分野の取組促進に貢献する。

### (2) プロジェクトサイト／対象地域名

成果1から成果4は全国（プロジェクト拠点：ナイロビ）。成果2のコマーシャル・フォレストリー関連活動の一部については半乾燥地域のパイロットサイト（事業開始後に決定）。

### (3) 本プロジェクトの受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：MoEF、KFS、KEFRI、パイロットサイトのカウンティ政府

間接受益者：パイロットサイトのコミュニティ、民間団体、およびプロジェクトと協力する関連組織

### (4) 事業実施期間

2022年1月～2027年1月を予定（計60カ月）

### (5) 事業実施体制

責任機関：MoEF

実施機関：MoEF（成果1）、KFS（成果1のうち活動1-2及び成果2）、およびKEFRI（成果3及び4）

協力機関：知事評議会（CoG）、政府間関係技術委員会（IGRTC）、パイロットサイトの

<sup>6</sup> 「景観回復」とは、減少・劣化した森林などに加え、農地や宅地を含む土地利用を含めてその地域全体の生態系機能を回復し、人間の福祉を向上させる継続的なプロセスを指す。ケニア政府は、10%樹木被覆率達成のため、劣化した天然林の修復、再植林、農地でのアグロフォレストリー、コマーシャル・フォレストリーなどをその方策としており、本案件の成果2のコマーシャル・フォレストリー推進や成果3の高生産性・耐乾性種子の開発・普及により、景観回復に取り組む。



カウンティ政府（以上、基本的に成果2）

（6） 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1）我が国の援助活動

2. （1）に記載の通り、1985年以降、無償資金協力及び技術協力により、MoEF、KFS、KEFRI に対し、林業基盤整備、半乾燥地における住民と協働した林業促進、耐乾性林木育種、持続的森林管理のための能力強化等を通じ、森林分野の協力を実施している。さらに1995年から2018年まで、社会林業や気候変動に関する第三国研修を支援した。これらの協力を通じて蓄積されてきたケニア側の知見や経験、また、研修参加国とのネットワークや研修実施のノウハウを活用し、本事業における、中央・地方政府の能力強化、民間企業・NGOとの連携による樹木被覆率の増加、改良メリアの普及などの活動を実施する。

2）他開発協力機関等の援助活動

2. （3）に記載したGatsby Africaや、住民に裨益する林業ビジネスモデルを有す民間企業と連携し、活動を行う。さらに、UNDP、FAO、フィンランドの支援は、本事業との関連性が強く、UNDPが支援する国家 REDD+戦略に基づく気候変動対策の全国レベルでの実施において、本案件でパイロット・カウンティを対象に支援するコマーシャル・フォレストリーの他のカウンティへの展開や、開発するメリア・アカシアの優良品種の普及等といった点で、当該機関との協調及び連携の下、ケニア政府への支援を進めていく。

（7） 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1）環境社会配慮

- ① カテゴリ分類：C
- ② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため、カテゴリCに該当する。
- ③ 環境許認可 必要なし
- ④ 汚染対策 特に大きな懸念はない
- ⑤ 自然環境面 特に大きな懸念はない
- ⑥ 社会環境面 特に大きな懸念はない
- ⑦ その他・モニタリング 特に大きな懸念はない

2）横断的事項

本案件は、気候変動対策（緩和・適応）への貢献が主目的に含まれる。

3）ジェンダー分類：「GI（S）ジェンダー活動統合案件」

<分類理由>コマーシャル・フォレストリーの実施支援を行う小規模農家を選定の際に、女性の割合を多くしたり、女性の参画を促す取り組みを行う予定のため。

（8） その他特記事項

特になし。

#### 4. 事業の枠組み

- （1） 上位目標：ケニア国の憲法 2010、Vision 2030、NDCs（気候変動貢献策）の目標に

沿った樹木被覆率 10%以上の達成・維持に向けて持続的森林管理及び景観回復が促進される。

- 1) 関連する2つ以上の森林関連政策・戦略・計画または規則・規制が承認される。
- 2) パイロット・カウンティ政府が、コマーシャル・フォレストリーの実施に関する関係者への支援を継続している。
- 3) 次世代メリアが開発される。
- 4) X カ国以上で地域協力が推進される<sup>7</sup>。

- (2) プロジェクト目標：ケニア国関連機関（MoEF、KFS、KEFRI、パイロット・カウンティ政府）の持続的森林管理、景観回復、気候変動緩和・適応を促進するための国内および地域内における能力が強化される。

指標及び目標値：

- 1) 政策立案プロセスの促進のため、関連国家目標の達成状況がモニタリング・評価されている。
- 2) X以上の機関とX以上の農家（住民）が、パイロット・カウンティでコマーシャル・フォレストリーを実施する。
- 3) メリアの育種採種園が6ヘクタール以上造成される。
- 4) X カ国以上で地域協力が推進される。

### (3) 成果

成果1：持続的森林管理及び景観回復のための政策立案プロセスが強化される。

成果2：官民連携及び住民参加によるコマーシャル・フォレストリー促進を支援する環境が整備される。

成果3：在来種メリア (*Melia volkensii*) 及びアカシア (*Acacia tortilis*) の生産性・耐乾性が向上し、その商業利用に向けた生産能力が高まる。

成果4：持続的森林管理、景観回復、気候変動緩和・適応の促進に向けたサブサハラ・アフリカ地域に貢献するための地域協力における KEFRI 及び関係機関の能力・役割が強化される。

### (4) 活動

1) 成果1：優先度の高い森林政策・計画を策定・改定し、政策立案及びモニタリングのための国家森林モニタリングシステムの運用・活用を行う。また、気候・環境・民間分野の資金の活用可能性を探る。

2) 成果2：コマーシャル・フォレストリー促進に向けた環境整備のため、必要な政策・計画策定、住民に裨益する林業ビジネスモデルを有す企業等と連携したコマーシャル・フォレストリーの実施支援、成果3で開発する家具や建材としての価値が高い改良メリア普及のための技術ガイドライン策定や市場開発のための調査を行う。

3) 成果3：在来種メリア及びアカシアの生産性・耐乾性と商業利用に向けた生産能力向上のため、メリア育種集団の造成、アカシアの次世代の開発、改良メリアの優良性の普及及び生産・流通の拡大を行う。

4) 成果 4：JICA とケニアの20年以上にわたる三角協力の成果を踏まえ、ネットワーク強

<sup>7</sup> プロジェクト目標が目指す国よりも多くの国の数が指標となる。

化や知識共有を通じた地域協力、オン・デマンド型第三国研修の試行、地域協力成果の国際・地域・国内レベルでの発信を行う。

## 5. 前提条件・外部条件

### (1) 前提条件

- 1) 治安悪化や新型コロナによる行動・活動制限が事業実施に影響を及ぼさない。
- 2) 全実施機関においてプロジェクト実施のための組織体制が整備される。
- 3) ケニア側により十分な人数配置と現地活動予算が措置される。

### (2) 外部条件

- 1) ケニアにおいて本案件に関連する政府政策に変更がない。
- 2) ケニアにおいてコマーシャル・フォレストリーに係る民間団体や関連組織との協力が継続する。

## 6. 過去の類似案件の教訓と本プロジェクトへの適用

### (1) 過去の類似案件の教訓

多くの自然環境保全案件において参加型アプローチや多様な生計向上活動が実施されているが、自然環境保全を最終的な目標としつつ、生計向上活動と保全の関連性が不明確のまま事業が進むケースがある。さらに、半乾燥地の荒廃した林地、岩の多い自然保護区、住民による植林が難しい場所などにおいては、住民の主体的な活動を前提とした生計向上活動を通じた保全が困難となる場合がある。さらに住民による資源の管理や利用が合法的な活動として担保される法令、制度をあらかじめ明確にする必要がある。このため、①自然条件の確認、②自然資源の所有・管理・利用、組織化に係る法令、制度の確認、③自然資源管理制度、行政の実施体制、④取り組む内容は対象地域の住民にとって生計向上の重要な手段となるかの検討が必要である。

### (2) 本事業への適用

本事業の成果 2（コマーシャル・フォレストリー（CF））の活動は気象・営農生態系条件をある程度一定とすべく半乾燥地に限定した。さらに、パイロットサイトは、樹木生長のための自然条件の確認に加えて、カウンティ政府の能力とコミットメント、マーケットへのアクセス、民間企業の事業との相乗効果などを考慮に入れた選定基準により、アクターにとって商業性やインセンティブが確保される林業を試行する。また、CFの推進は、改訂版国家森林政策案をはじめとする国家政策において明記されており、さらに活動として、CF推進を支援するための政策・戦略策定と行政システムの強化・改善を行うため、行政の政策・実施体制が担保される見込みである。

## 7. 評価結果

本事業は、ケニア国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力量針に合致し、当国の関連政策・実施強化及び地域協力の推進を通じて国家目標である樹木率増加と気候変動対策促進に資するものであり、SDGs ゴール 1、13、15 等に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

## 8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

事業開始 6 カ月以内 ベースライン調査

事業終了 3 年後 事後評価

(3) 実施中モニタリング計画

1) 事業開始3か月後を目安に初回合同調整委員会（JCC）における相手国実施機関との合同レビュー

2) 事業終了3カ月前を目安に最終JCCにおける相手国実施機関との合同レビュー

以 上

追補：なお、上記は2021年11月の段階の情報であり、2023年2月に開催した第2回JCCの協議結果を踏まえ、PDMの指標を変更することとなり、現在更新作業中である。

## 共通留意事項

## 【1】必須項目

## 1. 討議議事録 (R/D) に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録 (R/D) に基づき実施する。

## 2. C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

## 3. プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めたPDM (Project Design Matrix)、必要に応じてR/Dの基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/Dの変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者がR/D変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

## 4. 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務めるものとする。

## 5. 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

## 6. 根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

### 【2】選択項目

#### ➤ 他の専門家との協働

- 発注者は、本契約とは別に、長期専門家及び／もしくは短期専門家を派遣予定である。受注者は、これら専門家と連携し、プロジェクト目標の達成を図ることとする。ワーク・プラン、モニタリングシート、業務進捗報告書、事業完了報告書の作成に際しては、これら専門家と協働して作成する。
- 上記専門家との役割分担は、第4条2. 本業務にかかる事項、同専門家の活動内容は、別紙2-4（参考）別途派遣する専門家の業務内容を参照する。

#### ジェンダー配慮

- 本業務の実施に際しては、男女別データの収集・分析を行い、男女別データで定量的効果を把握することや、男性／女性の参画を考慮した活動内容を検討する等、ジェンダーに十分配慮した活動を行う。

## 共通業務内容

## 1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

## 2. 合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCCは、1年に1度以上の頻度で、（R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

## 3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で（1年に1回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書を C/P と共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリング、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/P と成果指標のモニタリング体制を整える。
- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既に実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

#### 4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使えるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

#### 5. 業務完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。



## (参考) 別途派遣する専門家の業務内容

## &lt; 指導科目 &gt;

---

 森林政策/森林普及

## &lt;派遣の目的&gt;

本案件における森林政策/森林普及専門家は、プロジェクト目標の達成に向けて、チーフアドバイザーによる統括及び他の専門家との連携の下、カウンターパート（以下、「C/P」）機関に対し、森林政策及び森林普及分野の指導・助言を行うことで現地政府及び関係者の能力強化に貢献する。

なお、本専門家は、本案件の成果1（政策強化）を主、成果2（コマーシャル・フォレストリー促進）を副として担当する他、プロジェクト全体の効果的な実施のために必要な活動を行う。

## &lt;活動内容&gt;

1. 成果1「持続的森林管理及び景観回復のための政策立案プロセスが強化される」の主担当専門家として、以下の活動にかかる業務を行う。なお、プロジェクト全体の効果的な実施の観点から、チーフアドバイザーと密に連携して業務を行う。
  - (1) 活動1-1 持続的森林管理とランドスケープ回復にかかる優先度の高い政策・連略・計画をレビューし、策定・改訂する。※活動1-1は、本専門家の主務として実施する。
  - (2) 活動1-2 効果的な政策・計画の策定・実施に向けた、森林モニタリングとデータ管理プロセスを強化する。※活動1-2は、森林モニタリング及びデータ管理に関し、技術的部分を担う短期専門家（コンサルタント）を追加的に備上予定であり<sup>24</sup>、本専門家は、技術的対応事項以外の政策面に関する活動<sup>25</sup>を行う。
  - (3) 活動1-3 プロジェクト目標の効果的な達成とその成果の普及に向けて全成果間の活動を調整する。※本活動は、チーフアドバイザーの主務であり、本専門家はチーフアドバイザーを補佐する。
  - (4) 活動1-4 プロジェクト成果の拡大のためのグリーンファイナンスの利用可能性を探る。※活動1-4は、本専門家の主務として実施する。
  - (5) 成果1の達成に必要なその他の政策に関連する活動を行う（気候変動総局と連携した気候変動政策に関する事項等）。
2. 成果2「官民連携及び住民参加によるコマーシャル・フォレストリー促進を支援する環境が整備される。」の主担当となるチーフアドバイザーと連携し、成果2及び成果3「在来種メリア及びアカシアの生産性・耐乾性が向上し、その商業利用に向け

---

<sup>24</sup> 今回の業務実施契約にて備上する短期専門家(コンサルタント)を指しており、以降の追加の備上予定はございません。

<sup>25</sup> 活動1-2の技術的対応事項以外の政策に関する活動は、システムの改良内容に係るC/P側との協議の調整及び参加、森林モニタリングとデータ管理プロセスの体制強化に係る活動、政府関連機関の公式文書にシステム利用に関する情報を反映させる活動などを想定。

た生産能力が高まる。」のうち、成果2の実施に関連の深い活動を副担当として実施する。

- (1) 活動2-1 コマーシャル・フォレストリー推進のための政策・戦略・計画および行政システムを強化・改善する。
- (2) 活動2-2 パイロットサイトにおいて（民間や農家による）コマーシャル・フォレストリー促進を支援する。
- (3) 活動2-3 メリア普及のための技術支援を強化する。
- (4) 活動2-4 メリアの付加価値化と市場にかかる調査を行う。
- (5) 成果3 活動3-4 改良メリアの生産と流通を拡大する。

3. 全ての成果について、政策や環境森林省が携わる活動への支援等、プロジェクト目標の達成に必要な活動を行う。

※現時点での案であり、今後変更される可能性があります

#### <期待される成果>

森林政策及び森林普及分野に関して、本案件のProject Design Matrix (PDM) 及びPlan of Operation (PO) に基づき、派遣期間内に投入、活動が計画通りに進められ、計画された成果及び指標が予定通りに達成され、効果的なプロジェクト実施が行われる。

#### <業務対象国/勤務地>

ケニア ナイロビ

#### <配属先>

環境森林省（関係機関：ケニア森林公社、ケニア森林研究所）

#### <チーム構成（日本側専門家構成）>

本専門家の他に、長期専門家3名（チーフアドバイザー/森林セクター開発/コマーシャル・フォレストリー、地域協力/業務調整、気候変動レジリエンス/業務調整）、短期専門家（育種及び森林モニタリング）が各業務に従事します。

#### <プロジェクト全体期間>

2022年2月頃から2027年2月頃（5年間）

## (参考) 別途派遣する専門家の業務内容

### < 指導科目 >

チーフアドバイザー/森林セクター開発/コマーシャル・フォレストリー

### <派遣の目的>

本専門家は、プロジェクト責任者として、プロジェクト全体の統括・進捗管理を行うことにより、プロジェクトの適切な実施・運営を行う。また、森林セクター開発/コマーシャル・フォレストリーを担当する専門家として、各成果にかかる業務を通じ、プロジェクト目標の達成に向けて、他の専門家との連携の下、カウンターパート（以下、「C/P」）機関に対し、担当分野の指導・助言を行うことで現地政府及び関係者の能力強化に貢献する。

なお、本専門家は、プロジェクト全体の総括業務の他、主に本案件の成果2（コマーシャル・フォレストリー促進）を主、成果1（政策強化）を副として担当する他、プロジェクト全体の効果的な実施のために必要な活動を行う。

### <活動内容>

（チーフアドバイザーとしての業務）

プロジェクトの責任者として、以下の業務を行う。

1. プロジェクトの実施・運営全般を統括・管理する。
2. PDM上の各成果を担当する長期及び短期専門家（業務実施契約を含む）の進捗を管理し、各活動の実施を推進する。
3. C/P機関と合意されたプロジェクト管理に関する調整枠組（合同調整委員会（JCC）等）を設置し、プロジェクトの進捗の確認とシナジー発現のための調整を行う。また、C/P機関へのプロジェクトの運営管理について指導・助言を行う。
4. 進捗管理等を通じて判明した課題や外部条件の変化等に対して、問題を分析し、課題への対処や柔軟な計画変更の提案等を行う。プロジェクトの計画を修正する必要がある場合、JCCや定期会合の開催等を通じて協議を行い、計画を修正する。
5. プロジェクト活動の進捗・結果等を、JICA、C/P、他ドナー等の関係者等と適宜共有する。
6. JICAが指定する定期モニタリング方法に従い、各種報告書をJICA事務所に提出する。

（森林セクター開発/コマーシャル・フォレストリー分野専門家としての業務）

1. 成果1「持続的森林管理及び景観回復のための政策立案プロセスが強化される」の副担当専門家として（一部活動については主担当）、以下の活動にかかる業務を行う。なお、成果1の主担当となる森林行政/森林普及専門家と密に連携して業務を行う。

- (1) 活動1-1 持続的森林管理とランドスケープ回復にかかる優先度の高い政策・戦略・計画をレビューし、策定・改訂する。※活動1-1は、森林行政専門家の主務であり、同専門家を支援する。
  - 1-1-1 主要な関連政策・戦略・計画をレビューする。
  - 1-1-2 優先的な政策・戦略・計画を策定および/または改訂する。
- (2) 活動1-2 効果的な政策・計画の策定・実施に向けた、森林モニタリングとデータ管理プロセスを強化する。※活動1-2は、森林モニタリング及びデータ管理に関し、技術的部分を担う短期専門家（コンサルタント）を部分的に備上予定であり<sup>26</sup>、本専門家は、森林行政専門家が担う技術的対応事項以外の政策面を含めて本活動を支援する。
  - 1-2-1 効果的な政策・計画のために、戦略的な森林・樹木モニタリングとデータ管理にかかる計画を作成する。
  - 1-2-2 NFMS / FIPの運用、アップグレード、および改善を行う。
- (3) 活動1-3 プロジェクト目標の効果的な達成とその成果の普及に向けて全成果間の活動を調整する。※本活動は、本専門家の主務であり、他専門家と連携して実施する。
  - 1-3-1 全成果間の定期的なプロジェクト調整会議（PCGおよびTWG）を開催する。
  - 1-3-2 Vision 2030、NDC、およびその他の主要アジェンダの達成に貢献するため、プロジェクトの成果を踏まえたポリシーブリーフを作成・配布する。
- (4) 活動1-4 プロジェクト成果の拡大のためのグリーンファイナンスの利用可能性を探る。※活動1-4は、森林行政専門家の主務であり、同専門家を支援する。
  - 1-4-1 環境・気候変動セクターにおける主要なグローバルおよびプライベートファイナンスをレビューする。
  - 1-4-2 特定されたファイナンスについて利用可能性を調査する。
- (5) 成果1の達成に必要なその他の政策に関連する活動（気候変動総局と連携した気候変動政策に関する事項等）の支援。
- 2. 成果2「官民連携及び住民参加によるコマーシャル・フォレストリー促進を支援する環境が整備される。」の業務を主担当として実施する。
  - (1) 活動2-1 コマーシャル・フォレストリー推進のための政策・戦略・計画および行政システムを強化・改善する。
    - 2-1-1 この活動で扱う課題に優先順位を付けるために、コマーシャル・フォレストリーに関する状況をレビューする。
    - 2-1-2 コマーシャル・フォレストリー推進のための政策・戦略・計画を策定・改訂する。
    - 2-1-3 規則や規制の策定・改訂により、コマーシャル・フォレストリー推進に向けて行政システムを改善する。
    - 2-1-4 コマーシャル・フォレストリー推進のための官民連携プラットフォームを設置・管理する。
  - (2) 活動2-2 パイロットサイトにおいて（民間や農家による）コマーシャル・フォレストリー促進を支援する。
    - 2-2-1 コマーシャル・フォレストリー促進支援のためのアクターとパイロットサイトを特定する。

<sup>26</sup> 今回の業務実施契約にて備上する短期専門家(コンサルタント)を指しており、以降の追加備上の予定はございません。

- 2-2-2 コマーシャル・フォレストリー推進についてパイロットサイトカウンティ政府の能力を強化する。
  - 2-2-3 先行プロジェクトの活動のフォローアップを含め、パイロットサイトでのコマーシャル・フォレストリー活動を支援する。
  - 2-2-4 活動のスケールアップに向け、パイロット活動からの教訓を文書化する。
  - (3) 活動2-3 メリア普及のための技術支援を強化する。
  - 2-3-1 コマーシャル・フォレストリーのためのメリアの効果的な技術・管理を特定する。
  - 2-3-2 特定された*Melia volkensii*の造林・管理技術を開発し、文書化する。
  - 2-3-3 調査結果を利害関係者と共有する。
  - (4) 活動2-4 メリアの付加価値化と市場にかかる調査を行う。
  - 2-4-1 種苗を含む*Melia volkensii*製品のマーケティングに係る調査を行う。
  - 2-4-2 *Melia volkensii*製品の付加価値化にかかる調査を行う。
  - 2-4-3 *Melia volkensii*製品の市場情報を調査し発信する。
  - 2-4-4 研究結果を関係者に共有する。
  - 3. 成果3「在来種メリア及びアカシアの生産性・耐乾性が向上し、その商業利用に向けた生産能力が高まる。」のうち、成果2の実施に関連の深い活動3-4の活動「改良メリアの生産と流通を拡大する。」について、成果3の主担当となる短期専門家と連携し、長期専門家の立場から推進する。
  - 3-4-1 コミュニティや企業に対する採種園造成に関する技術的な支援を提供する。
  - 3-4-2 種子生産・販売における育種情報を共有する。
  - 3-4-3 信頼できる種子流通の実現手法を検討する。
  - 4. 全ての成果について、担当する業務やC/P機関が携わる活動への支援等、プロジェクト目標の達成に必要な活動を行う。3. 全ての成果について、政策や環境森林省が携わる活動への支援等、プロジェクト目標の達成に必要な活動を行う。
- ※現時点での案であり、今後変更される可能性があります

#### <期待される成果>

プロジェクトの総括業務及び森林セクター開発/コマーシャル・フォレストリー分野に関して、関係者間の協調の下、本案件のProject Design Matrix (PDM) 及びPlan of Operation (PO) に基づき、派遣期間内に投入、活動が計画通りに進められ、効果的なプロジェクト実施が行われるとともに、計画された成果、指標、プロジェクト目標が予定通りに達成される。

#### <業務対象国/勤務地>

ケニア ナイロビ

#### <配属先>

環境森林省（関係機関：ケニア森林公社、ケニア森林研究所）

#### <チーム構成（日本側専門家構成）>

本専門家の他に、長期専門家3名（森林政策/森林普及、地域協力/業務調整、気候変動レジリエンス/業務調整）、短期専門家（育種及び森林モニタリング）が各業務に従事します。

<プロジェクト全体期間>  
2022年2月頃から2027年2月頃（5年間）